

日本離婚再婚家族と子ども研究学会 事務局所在地規程

(目的)

第1条 この規程は、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会規約第2条に基づき、事務局の所在地を定めるものである。

(事務局の所在地)

第2条 本学会の事務局は、神戸女子大学ポートアイランドキャンパス（650-0046 神戸市中央区港島中町4-7-2 神戸女子大学心理学部心理学科 曾山研究室）とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程は、理事会の決議を経て、改廃することができる。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2021年4月1日より施行する。2024年3月10日改正（所在地変更）。

以上